

京都市教育委員会教育長告示第8号

京都市久世ふれあいセンター条例第5条ただし書の規定に基づき、京都市久世ふれあいセンター図書館（京都市久世ふれあいセンターの図書施設をいう。）を次のとおり臨時に開館します。ただし、館内利用に限ります。

平成26年7月2日

京都市教育委員会
教育長 生田義久

臨時に開館する日	開館時間
平成26年7月22日（火）、同月29日（火） 及び同年8月5日（火）	午前9時30分から午後5時まで

（教育委員会事務局生涯学習部）